

# 児童に係る福祉手当等について

## 児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給され、町内に住所を有している保護者で0歳から中学校修了前（15歳になった後の最初の3月31日）の子どもを養育している方に支給される手当です。

次の場合でも手当が受けることができます。

- ・離婚協議中などにより別居している場合は児童と同居している方に優先的に支給されます。
- ・父母が海外に住んでいる場合は、その父母が町内で児童を養育している方を指定すればその方（父母指定者）に支給されます。
- ・児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。
- ・児童が施設入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則その施設の設置者や里親などに支給されます。

### 【今月は現況届提出月です】

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現在受けている方には、現況届を郵送させていただきます。お手元に届きましたら、こども課まで提出してください。なお、公務員の方は、職場でのお手続きになります。

## 児童扶養手当

離婚、死別、遺棄などの理由で父母と生計を同じくしていないか、父母が一定の障害の状態にある児童（18歳になった年の年度末まで。ただし、一定の障害のある場合は20歳未満）の父又は母又は若しくは主として生計を維持している養育者に支給される手当です。

次のような場合は手当を受けることはできません。

- ・受給資格者、配偶者または生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき。
- ・申請者が公的年金を受けることができるとき。
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ・児童が父又は母の死亡により支給される公的年金を受けることができるとき。

※平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請していなかった場合は、原則として申請をすることができませんのでご注意ください。

## 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている保護者又は生計を維持している方に支給される手当です。

次のような場合には手当を受けることはできません。

- ・受給資格者、配偶者または生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき。
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ・児童が障害による公的年金を受けることができるとき。

※各手当を受けるためには申請が必要になるとともに、必要書類や受給要件等もありますので、不明な点がありましたら、問合せ先までご相談ください。

問合せ こども課 こども担当 ☎62-0823

# 医療費支給事業について

## こども医療費支給制度

### ●対象となるお子さん

町内に住所を有し、医療保険制度に加入している満15歳に達した日以後最初の3月31日までのお子さん。

### ●対象となる医療費

保険診療でかかった医療費の自己負担額が対象となります。

※保険外の健診や予防接種は対象外ですが、入院時の食事代は対象となります。

※医療費が高額になり、加入している健康保険組合等から高額療養費や附加給付金などの払戻金があった場合はその分を控除して支給します。

## ひとり親家庭等医療費支給制度

### ●対象となる方

離婚、死別、遺棄などの理由にある母（父）子家庭等の児童（18歳に達した日の属する年度末まで。ただし、一定の障害のある児童は20歳未満まで）及び母（父）又は養育者。

### ●対象となる医療費

保険診療でかかった医療費の自己負担額が対象となります。

※保険外の健診や予防接種は対象外ですが、入院時の食事代は対象となります。

※医療費が高額になり、加入している健康保険組合等から高額療養費や附加給付金などの払戻金があった場合はその分を控除して支給します。

※所得制限があり、本人あるいは扶養義務者が制限を超えている方及び所得未申告の方（扶養義務者を含む）は、当該年度の医療費の支給を停止します。

### 《自己負担金について》

通院→ひと月1,000円

入院→1日 1,200円

いずれも医療機関ごと、1人につきです。

（ただし市町村民税非課税者についての自己負担金はありません。）

### ●学校でけがをした場合

学校で加入している保険（スポーツ振興センター）に、災害報告の申請をしてください。その場合、こども医療費の申請はできません。

※こども医療費支給後に災害給付を受けていたことが判明した場合は返還していただきます。

### ●医療費支給申請の方法

①病院の領収書を医療機関ごと、診療月ごとにわけて診療月の翌月以降申請してください。

②町内の医療機関を受診された場合は、申請書を医療機関に預けることもできます。

③申請書はふれあい交流センターまたは郵送により提出することもできます。

町のHP（<http://www.town.ranzan.saitama.jp/>）に医療費の様式（Word版、PDF版）がありますのでご利用してください。

医療費支給を受けるためには、受給者登録が必要になります。未登録の方は、必要書類をご確認のうえ、登録手続きをお願いいたします。

問合せ こども課 こども担当 ☎62-0823